

本招集ご通知は、基準日となる2025年5月31日（未上場）時点の株主様を対象として、当社単体の情報に基づき作成しております。

2025年5月期決算短信〔日本基準〕（連結）につきましては、  
2025年7月15日に開示いたしましたとおりです。  
<https://ssl4.eir-parts.net/doc/372A/tdnet/2655596/00.pdf>

証券コード 372A  
発送日 2025年8月13日  
電子提供措置開始日 2025年8月7日

株 主 各 位

静岡県静岡市駿河区国吉田一丁目6番10号

**株 式 会 社 レ ン ト**

代表取締役 社長執行役員 岡 田 朗

## 第41回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第41回定時株主総会を下記により開催いたしますので、  
ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、お手数ながら「株主総会参考書類」をご検討の上、議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2025年8月27日（水曜日）午後6時までには到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2025年8月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所 静岡県静岡市駿河区国吉田一丁目6番10号  
株式会社レント本社内 3階会議室
3. 目的事項  
報告事項 第41期（2024年6月1日から2025年5月31日まで）事業報告  
及び計算書類報告の件  
決議事項  
議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
  - (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
  - (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.rent.co.jp/>

（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株式について」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「レント」又は「コード」に当社証券コード「372A」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）



以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記のインターネット上の各ウェブサイト修正内容を掲載させていただきます。

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされ、特段指摘すべき事項はない旨の意見表明を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 名                                                                                                                                                                                                                 | 略歴、当社における地位、担当<br>及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1          | おかだ あきら<br>岡田 朗<br>1958年7月31日生<br>[再任]                                                                                                                                                                                         | 1983年4月 日商岩井株式会社（現 双日株式会社）入社<br>2000年7月 当社入社 取締役<br>2003年6月 同 専務取締役 管理本部長<br>2013年8月 同 取締役副社長 管理本部長<br>2021年3月 同 取締役副社長 副社長執行役員<br>管理統括本部長<br>2021年7月 同 代表取締役 社長執行役員（現任）<br>2021年8月 株式会社アテックス 取締役（現任）<br>2022年5月 Rent (Thailand) Co., Ltd. 取締役（現任）<br>2023年9月 PT. Max Rent Indonesia 取締役（現任）<br>[重要な兼職の状況]<br>株式会社アテックス 取締役<br>Rent (Thailand) Co., Ltd. 取締役<br>PT. Max Rent Indonesia 取締役 | 59,291株            |
|            | [取締役候補者とした理由]<br>岡田朗氏は、取締役として長年にわたり当社の経営を担うとともに、管理部門の責任者及び子会社の取締役を歴任し、2021年7月より当社の代表取締役を務めており、企業経営並びに当社グループの業務全般を熟知しております。また、その豊富な経験と知見を活かし、取締役会の意思決定や監督機能における中心的役割を果たしております。これらの実績を踏まえ、当社取締役として適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                    |

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 名                                   | 略歴、当社における地位、担当<br>及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|------------|--------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 2          | おかだ かずひさ<br>岡田 和久<br>1966年2月5日生<br>[再任]          | 1989年4月 日商岩井株式会社(現 双日株式会社)入社<br>2001年1月 当社 取締役 (出向)<br>2002年4月 同 取締役 管理部 部長 (出向)<br>2007年3月 同 取締役 管理副本部長 (出向)<br>2011年11月 当社 非常勤取締役<br>2013年8月 双日株式会社 自動車第三部 部長代理<br>2019年1月 双日オートグループ東海株式会社 代表取締役<br>2022年4月 当社 取締役 専務執行役員 管理統括本部長 (転籍)<br>2022年5月 Rent (Thailand) Co., Ltd. 取締役 (現任)<br>2023年9月 PT. Max Rent Indonesia コミサリス会 会長 (現任)<br>2025年3月 当社 取締役 専務執行役員 管理本部管掌 (現任)<br>[重要な兼職の状況]<br>Rent (Thailand) Co., Ltd. 取締役<br>PT. Max Rent Indonesia コミサリス会 会長 | 15,600株            |
|            |                                                  | [取締役候補者とした理由]<br>岡田和久氏は、取締役として長年にわたり当社の経営を担うとともに、管理部門の責任者及び子会社の取締役を歴任するほか、双日オートグループ東海株式会社の代表取締役を務めた経験を有するなど、企業経営並びに当社グループの業務全般を熟知しており、当社事業の発展に大きく貢献してまいりました。これらの実績を踏まえ、当社取締役として適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。                                                                                                                                                                                                                                                   |                    |
| 3          | は せ が わ ふ み あ き<br>長谷川 文明<br>1962年11月3日生<br>[再任] | 1985年4月 当社入社<br>2002年6月 同 取締役 企画営業部 部長<br>2011年8月 同 常務取締役 営業本部長<br>2012年7月 同 常務取締役<br>Rent (Thailand) Co., Ltd. 代表取締役社長<br>2016年6月 当社 執行役員 東日本支社長<br>2019年8月 同 取締役 執行役員 東日本支社長<br>2021年8月 同 取締役 常務執行役員 広域営業本部長<br>2023年9月 同 取締役 常務執行役員<br>PT. Max Rent Indonesia 代表取締役社長<br>2025年3月 当社 取締役 常務執行役員 商品本部長 (現任)<br>2025年4月 レント総合サービス株式会社 取締役 (現任)<br>[重要な兼職の状況]<br>レント総合サービス株式会社 取締役                                                                               | 42,635株            |
|            |                                                  | [取締役候補者とした理由]<br>長谷川文明氏は、取締役として長年にわたり当社の経営を担うとともに、営業部門の責任者及び子会社の取締役を歴任するなど、企業経営並びに当社グループの業務全般を熟知しており、当社事業の発展に大きく貢献してまいりました。これらの実績を踏まえ、当社取締役として適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                    |

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 名                                                                                                                                                                                     | 略歴、当社における地位、担当<br>及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 4          | た む ら し げ ゆ き<br>田村 繁行<br>1970年3月2日生<br>[新任]                                                                                                                                                       | 1992年4月 当社入社<br>2012年8月 同 執行役員 第一営業部 上席部長<br>2021年3月 同 執行役員 建設営業本部長<br>2021年8月 同 常務執行役員 建設営業本部長<br>2022年5月 同 常務執行役員<br>Rent (Thailand) Co., Ltd. 代表取締役社長<br>Rent Trade & Service Co., Ltd. 代表取締役社長<br>2024年8月 当社 常務執行役員 営業本部長 (現任)                                                                            | 17,300株            |
|            | [取締役候補者とした理由]<br>田村繁行氏は、執行役員として長年にわたり当社の重要な業務執行を担うとともに、営業部門の責任者及び子会社の取締役を歴任するなど、当社グループの業務全般を熟知しており、当社事業の発展に大きく貢献してまいりました。これらの実績を踏まえ、当社取締役として適任であると判断し、新たに選任をお願いするものであります。                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                    |
| 5          | す が の け い い ち<br>菅野 健一<br>1969年5月16日生<br>[再任] [社外]                                                                                                                                                 | 1993年4月 日商岩井株式会社(現 双日株式会社)入社<br>2000年9月 リスクモンスター株式会社 設立 同 取締役<br>2004年6月 同 代表取締役社長<br>2012年4月 同 代表取締役会長 兼 CEO<br>2018年6月 同 取締役founder<br>2021年7月 PXC株式会社 代表取締役社長<br>2022年8月 当社 社外取締役 (現任)<br>2024年7月 PXC株式会社 代表取締役CEO (現任)<br>2025年6月 株式会社アントロット 取締役 (現任)<br>[重要な兼職の状況]<br>PXC株式会社 代表取締役CEO<br>株式会社アントロット 取締役 | 300株               |
|            | [社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要]<br>菅野健一氏は、リスクモンスター株式会社を創業し代表取締役として同社を株式上場に導いたほか、上場企業を含む多くの事業会社の取締役を歴任するなど、企業経営に関する豊富な経験と実績を有しており、当社取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための有益な助言や提言等をいただくことを期待して、引き続き選任をお願いするものであります。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                    |

- (注) 1. 菅野健一氏は、当社との間に特別の利害関係を有しております。同氏は、PXC株式会社の代表取締役CEOであり、当社と同社との間に取引関係がありますが、取引の規模は同社及び当社の事業規模に比して僅少であり、取締役会において当社の利益が損なわれることがない旨の承認を受けております。  
その他の各取締役候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 各取締役候補者の所有する当社の株式数は、2025年7月31日時点のものであります。
3. 菅野健一氏は、社外取締役候補者であります。

4. 菅野健一氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
5. 当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、当社に対する損害賠償責任限度額を法令の定める額とする責任限定契約を締結することができる規定を定款に設けております。当該定款の規定に基づき、菅野健一氏との間で責任限定契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合、責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、菅野健一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

【ご参考】2025年8月28日定時株主総会後の取締役会のスキルマトリックス（予定）

本招集ご通知記載の候補者を原案どおりすべてご選任いただいた場合の各取締役が保有するスキルは以下の表のようになります。

| 氏名             | 企業<br>経営 | 業界<br>知見 | グローバル | 営業・<br>マーケティング | 技術・<br>商品開発 | 財務<br>会計 | 人権・<br>人材開発 | リスク管理・<br>コンプライアンス |
|----------------|----------|----------|-------|----------------|-------------|----------|-------------|--------------------|
| 代表取締役<br>岡田 朗  | ●        | ●        | ●     | ●              |             | ●        | ●           | ●                  |
| 取締役<br>岡田 和久   | ●        |          | ●     |                |             | ●        | ●           | ●                  |
| 取締役<br>長谷川文明   | ●        | ●        | ●     | ●              | ●           |          |             |                    |
| 取締役<br>田村 繁行   | ●        | ●        | ●     | ●              | ●           |          |             |                    |
| 社外取締役<br>菅野 健一 | ●        |          |       | ●              |             |          |             | ●                  |
| 社外取締役<br>坪井 孝男 |          |          |       |                |             | ●        |             | ●                  |
| 社外取締役<br>杉原 賢一 |          |          |       |                |             | ●        |             | ●                  |
| 社外取締役<br>木村 絵美 |          |          |       |                |             |          | ●           | ●                  |

(注) 上記のスキルマトリックスは、各人の保有するスキルのうち強みがある項目を記載しており、各人の保有するすべての経験や知見を示すものではありません。

以 上

# 事業報告

自 2024年6月1日

至 2025年5月31日

## 1. 会社の現況

### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益及び雇用情勢の改善に伴い、設備投資・個人消費に持ち直しの動きがみられる一方で、物価上昇の継続や海外景気の下振れなどによる国内景気の下押し懸念から、依然として先行き不透明な状況で推移いたしました。

当社事業に関連する建設投資の状況といたしましては、民間及び公共の建築・土木投資全体が前年を上回る状況で推移いたしました。

このような状況の下、当社は、関東・中部・近畿を中心とした大都市部及び中核都市部において、顧客の開拓、深耕に努めるとともに、環境・安全・効率をキーワードとした独自性、特長を持つ高付加価値なサービスを提供する「バリュープラスサービス」を軸に、売上高の拡大、並びに同業他社との差別化を図ってまいりました。また、レンタル資産について、減価償却とのバランスを考慮しながら新規投資を行うとともに、適時適切なメンテナンスを実施することにより、適切な費用水準を維持しつつ、保有量の増加並びに稼働率の向上を図ってまいりました。

さらには、DXなど業務改革の推進による生産性の向上や人材増強及び育成の推進など、成長に向けた各種施策・設備投資に取り組みました。

その結果、当事業年度の経営成績は、売上高が455億48百万円（前期比12.1%増）となりました。利益面では、前述の適切な費用水準の維持や老朽化したレンタル資産の売却増加などもあり、営業利益は37億12百万円（同27.7%増）、経常利益は35億79百万円（同26.7%増）となりました。なお、特別損失として子会社のPT. Max Rent Indonesia及び関連会社のMaxRent Vietnam Co., Ltd.の株式に係る評価損を6億17百万円計上したことにより、当期純利益は19億68百万円（同0.3%増）となりました。

## (2) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は133億29百万円であり、その主な内訳は産業用車両・重機類・各種産業用機械等、レンタル資産の増強並びに延命化に係る投資が126億66百万円、営業所・メンテナンス拠点の増強及び改修等に係る投資が5億67百万円であります。

## (3) 資金調達の状況

当社における資金調達は、その使途に応じ、経常的な運転資金については短期借入れにより行い、設備投資資金については長期借入れにより行うことを基本としております。

当事業年度における長期資金調達の総額は74億50百万円であり、これは、取引金融機関との個別契約又はシンジケートローン契約によるものであります。

## (4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分             | 第38期<br>(2022年5月期) | 第39期<br>(2023年5月期) | 第40期<br>(2024年5月期) | 第41期<br>(2025年5月期) |
|-----------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 売 上 高 (百万円)     | 35,473             | 38,080             | 40,621             | 45,548             |
| 経 常 利 益 (百万円)   | 1,828              | 2,243              | 2,824              | 3,579              |
| 当 期 純 利 益 (百万円) | 1,211              | 1,593              | 1,962              | 1,968              |
| 1株当たり当期純利益 (円)  | 379.74             | 506.54             | 637.92             | 630.64             |
| 総 資 産 (百万円)     | 39,324             | 40,334             | 45,479             | 51,243             |
| 純 資 産 (百万円)     | 8,947              | 10,036             | 11,901             | 14,105             |
| 1株当たり純資産額 (円)   | 2,765.17           | 3,254.33           | 3,838.42           | 4,382.52           |

## (5) 対処すべき課題

### ① レンタル業界の動向

土木・建設機械、産業機械等を主力としている総合レンタル業の売上高合計は、近年、コロナ禍による一時的な停滞はあったものの、15年間で約2倍の規模に拡大し、2024年度にはおおよそ2兆円（※1）となっております。

このような状況の中、業界内におけるシェアとしては、大手が大きな割合を占めており、中でも上位5社の直近事業年度の売上高合計は、約9,800億円・全体の45%程度（※2）となっております。

当社は、上位5社に次ぐ規模となっており、売上高合計は455億円、全体の2%強であります。

（※1）経済産業省 特定サービス産業動態統計調査に基づく当社集計

URL：[https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/tokusabido/result/result\\_1.html](https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/tokusabido/result/result_1.html)

（※2）官報及び有価証券報告書、会社ホームページ開示情報に基づく当社集計

### ② 経営環境の見通し

今後の経営環境につきましては、物価及び金利の上昇や米国の通商政策による景気の下振れが懸念されるものの、雇用・所得環境の改善に伴う個人消費の増加基調や、企業の設備投資意欲の底堅さの維持などが相まって、緩やかな回復が期待されるところであります。（※1）

当社事業に関連する建設投資の2025年度の見通しといたしましては、新設住宅工事の底堅い需要や企業の設備投資意欲の継続を背景として、民間の建築投資を中心に全体では1.3%の増加が予測されております。（※2）

また、国土強靱化基本計画に基づく、河川・道路施設・ライフライン（電気、ガス、水道等）・公共施設等に関する防災減災・老朽化対策に向けた工事の増加や、2050年カーボンニュートラルの実現に向けたグリーン成長戦略の一環として、半導体工場、自動車のEV化に伴うリチウムイオン電池工場、再生エネルギー施設、送電網等の新設や増強の動きの加速が引き続き期待されるところであります。（※3）

そのほか、当社が展開するASEANにおける2025年の経済見通しといたしましては、外需の回復と良好な内需を背景とした2024年度の状況が続いた場合、実質GDP成長率がコロナ禍前の水準まで届く見通しであります。今後の米国の経済政策の影響次第では下振れリスクも懸念されるところであります。（※4）

このような見通しの下、当社は、持続的な成長により事業規模及び収益力を拡大させ、顧客の認知度をより一層向上させること、並びに業界内における確固たる地位を築くことが重要であると考えております。

(※1) 内閣府「令和7年5月 月例経済報告」

URL : <https://www5.cao.go.jp/keizai3/getsurei/getsurei-index.html>

(※2) 建設経済研究所「2025年4月 建設経済モデルによる建設投資の見通し」

URL : [https://www.rice.or.jp/regular\\_report/forecast-html/](https://www.rice.or.jp/regular_report/forecast-html/)

(※3) 内閣官房「国土強靱化年次計画 2025」

URL : [https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo\\_kyoujinka/kihon.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/kihon.html)

経済産業省「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」

URL : [https://www.meti.go.jp/policy/energy\\_environment/global\\_warming/ggs/index.html](https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/ggs/index.html)

(※4) 大和総研「2025年ASEAN5経済見通しと米トランプ政権発足の影響」

URL : [https://www.dir.co.jp/report/research/economics/emg/20241127\\_024765.html](https://www.dir.co.jp/report/research/economics/emg/20241127_024765.html)

③ 中長期的な会社の経営戦略及び優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社は、事業規模及び収益力の拡大に向けた経営基盤全般の強化を図り、顧客の認知度をより一層向上させること、並びに業界内における確固たる地位を築くことが重要な課題であると考えております。

そこで、これまで磨き上げてきたビジネスノウハウ、並びにステークホルダーからの信頼をより一層高めるために新たな挑戦を続け、持続的な成長により実りある未来を創造するための経営戦略として、以下のとおり運営基本方針を掲げ、これを実現するための重点施策を設定しております。

■ 経営戦略 ■

《 運営基本方針 》

新しい価値を創造するワンストップコーディネーターとして  
高付加価値なレンタルサービスの提供を通じ  
持続的な成長を実現するための経営基盤確立を目指す

《 運営基本方針に基づく重点施策 》

**1. 都市圏のネットワークを強化し、レンタル市場におけるシェアアップを図る**

◎関東・中部・近畿・九州を中心とした大都市部、中核都市部、及び特別需要地（大型工場、発電所、災害地等）において、市場特性に応じた最適な営業戦略の推進、従来の枠にとらわれない柔軟な営業所の展開、並びにレンタル資産のメンテナンス・物流を担うバックヤードの強化拡充を図り、顧客の開拓、深耕を強力に推進することにより、レンタル市場におけるシェアを拡大させてまいります。

**2. レンタルサービスの更なる価値向上を図る**

◎当社は、多種多様な物品のレンタルに係るノウハウと、長年にわたるレンタル資産のメンテナンスにより培ってきた整備力、技術力を存分に活かし、環境・安全・効率をキーワードとした独自性、特長を持つ高付加価値なサービスをお客様に提供することを使命としており、これを「バリュープラスサービス」と名付けております。このバリュープラスサー

ビスを軸にしつつ、新規レンタル分野及び顧客の開拓、新サービスの開発、並びにデジタルを活用した顧客利便性の向上を推進することで、提供するサービスの更なる価値向上を図ってまいります。

◎レンタル資産の保有量を拡大するとともに、品質の維持管理体制を強化し、タイムリーな供給と品質向上の両立を図ってまいります。

◎各エリアにおけるレンタル資産配備及び物流体制の最適化を図り、更なる効率運用を推進してまいります。

### **3. 業務改革を進め、生産性の向上及び他社との差別化を図る**

◎業務オペレーション上の課題を解消するために、BPR（ビジネスプロセス・リエンジニアリング）をキーワードとして、顧客サービスの高度化及び業務効率の改善を目的として2022年10月に刷新した基幹システムの更なる有効活用を図るとともに、既存の組織及び制度の抜本的な見直しやDXを含めた業務改革を推進してまいります。

### **4. 企業の成長を担い、社会に貢献できる人づくりを行う**

◎多様な視点、考え方を有しグローバルに活躍する人材の育成、並びに外国人の採用強化による企業成長の促進を図ってまいります。

◎マネジメント層の組織運営力向上、次世代を担う優秀なリーダーの養成を目的とした教育、並びに職種別・階層別教育を強化し、持続可能な社会に貢献できる人づくりを推進してまいります。

◎心理的安全性の向上、健康経営の推進により、働きやすい職場環境づくりに努めてまいります。

### **5. 事業活動を通じ社会に貢献する**

◎CO2削減の取り組みやリサイクルの推進など、環境負荷低減につながる事業運営、及び地域清掃活動などの地域に根付いた社会貢献活動を推進してまいります。

### **6. アライアンスの推進・グループ経営の強化により、シナジー効果を創出する**

◎特定の地域及び分野に強みを持つ同業他社とのアライアンス形成、並びに関連事業会社との業務提携又は資本提携の強化により、シナジー効果を創出してまいります。

### **7. 海外レンタル市場を開拓する**

◎ASEAN諸国におけるレンタル事業の更なる拡大発展、及び国内外グループ会社間におけるレンタル資産・人材のグローバル活用を推進してまいります。

### **8. ガバナンス体制を確立し、コンプライアンス、リスクマネジメントを強化する**

◎コンプライアンス体制、リスクマネジメント体制、及び内部統制機能を一層強化することにより、持続的かつ健全な成長力を高めるとともに、社会的信用力及びブランド力の向上に努めてまいります。

(6) 主要な事業内容 (2025年 5 月31日現在)

| 事 業          | 事 業 内 容 及 び 主 要 品 目                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| レンタル<br>関連事業 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業車両、乗用車、産業用機械器具、建設用機械器具等のレンタル・販売（ダンプ、トラック、商用車、高所作業車両、高所作業機、バックホウ、舗装機器、転圧機器、打設機器、フォークリフト、大型揚重機、揚重機、機械設置機材、運搬機器、保管機器、仮設機材、コンプレッサ、電設機器、発電機、電源供給機器、溶接機、締め工具、締結機器、切削加工機器、研磨加工機器、集塵機器、換気機器、清掃機器、水中ポンプ、水処理機器、その他作業補助機器、照明機器、保安機器、測量機器、計測機器、通信機器、冷暖房機器、現場/事務所備品等）</li> <li>・上記に付随する事業</li> </ul> |

(7) 主要な営業所及び事業拠点並びに使用人の状況

① 主要な事業拠点

本社 静岡県静岡市駿河区国吉田一丁目 6 番10号

地域別事業拠点数 (2025年 5 月31日現在)

| 地 域     | 営 業 拠 点 | レンタル資産管理・<br>メンテナンス拠点 | そ の 他 |
|---------|---------|-----------------------|-------|
| 北 海 道   | 1       | -                     | -     |
| 宮 城 県   | 5       | 1                     | -     |
| 茨 城 県   | 2       | -                     | -     |
| 埼 玉 県   | 2       | 1                     | -     |
| 千 葉 県   | 4       | 2                     | -     |
| 東 京 都   | 3       | -                     | 2     |
| 神 奈 川 県 | 8       | 1                     | -     |
| 静 岡 県   | 11      | 3                     | 2     |
| 愛 知 県   | 14      | 2                     | 2     |
| 三 重 県   | 1       | -                     | -     |
| 大 阪 府   | 5       | 1                     | -     |
| 兵 庫 県   | 2       | 1                     | -     |
| 福 岡 県   | 4       | 1                     | -     |
| 熊 本 県   | 1       | -                     | -     |
| 合 計     | 63      | 13                    | 6     |

(注) その他の内訳は、絵画レンタル部門が 1 拠点、教習事業部門が 2 拠点、本部事務所が 3 拠点であります。

② 使用人の状況 (2025年 5 月31日現在)

| 使 用 人 数     | 前期末比増減    | 平 均 年 齢 | 平均勤続年数 |
|-------------|-----------|---------|--------|
| 1,165名(89名) | 75名増(6名減) | 39歳10ヵ月 | 9年11ヵ月 |

- (注) 1. 使用人数は就業員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者、嘱託社員を含む。）であり、臨時従業員（パートタイマー等）は、（ ）内に、最近 1 年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 当社は、レンタル事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(8) 重要な子会社の状況

| 会 社 名                                  | 資 本 金       | 当 議 決 権 比 率          | 主 要 な 事 業 内 容                   |
|----------------------------------------|-------------|----------------------|---------------------------------|
| レント総合サービス株式会社                          | 10百万円       | 100.0%               | 運送事業                            |
| 株式会社三光塗装钣金工業                           | 10百万円       | 100.0%               | 自動車整備事業                         |
| 株 式 会 社 ア テ ッ ク ス                      | 20百万円       | 100.0%               | 運送事業                            |
| Rent (Thailand) Co., Ltd.<br>(タイ)      | 420百万バーツ    | 直接 49.0%<br>間接 49.2% | 産業機械、建設機<br>械等のレンタル事<br>業       |
| Rent Trade & Service Co., Ltd.<br>(タイ) | 150百万バーツ    | 直接 39.0%<br>間接 51.0% | 建設機械オペレー<br>ション事業、運送<br>事業、販売事業 |
| PT. Max Rent Indonesia<br>(インドネシア)     | 80,000百万ルピア | 直接 51.0%             | 産業機械、建設機<br>械等のレンタル事<br>業       |

(9) 主要な借入先の状況 (2025年5月31日現在)

| 借 入 先                   | 借 入 額    | 社 債   | 合 計      |
|-------------------------|----------|-------|----------|
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行       | 3,075百万円 | -     | 3,075百万円 |
| 株 式 会 社 静 岡 銀 行         | 2,830百万円 | 75百万円 | 2,905百万円 |
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行   | 2,730百万円 | -     | 2,730百万円 |
| 株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行 | 2,672百万円 | -     | 2,672百万円 |

(10) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2025年6月30日付で東京証券取引所スタンダード市場に新規上場いたしました。

## 2. 株式の状況（2025年5月31日現在）

- |              |             |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 11,552,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 3,259,400株  |
| (3) 潜在株式の総数  | 45,100株     |
| (4) 株主数      | 89名         |
| (5) 大株主の状況   |             |

| 株 主 名               | 持 株 数    | 持 株 比 率 |
|---------------------|----------|---------|
| 双 日 株 式 会 社         | 387,000株 | 12.08%  |
| ヤ ン マ ー 建 機 株 式 会 社 | 279,800株 | 8.73%   |
| レ ン ト 社 員 持 株 会     | 196,600株 | 6.14%   |
| ユ ア サ 商 事 株 式 会 社   | 194,000株 | 6.05%   |
| 株 式 会 社 A I R M A N | 168,000株 | 5.24%   |
| 丸 紅 株 式 会 社         | 160,000株 | 4.99%   |
| コ ベ ル コ 建 機 株 式 会 社 | 158,000株 | 4.93%   |
| 株式会社アイチコーポレーション     | 146,000株 | 4.56%   |
| 静岡キャピタル8号投資事業有限責任組合 | 110,000株 | 3.43%   |
| レンテック大敬株式会社         | 100,000株 | 3.12%   |

（注）持株比率は自己株式（57,829株）を控除して計算し、小数点第3位以下をそれぞれ切り捨てて表示しております。

### (6) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

| 交 付 対 象 者            | 株 式 数   | 交 付 対 象 者 数 |
|----------------------|---------|-------------|
| 取締役（監査等委員及び社外取締役を除く） | 12,100株 | 4名          |
| 取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ）  | 1,000株  | 1名          |

（注）1. 当社の株式報酬の内容及びつきまは、事業報告「(3)取締役の報酬等」に記載しております。

2. 上記以外に当社の執行役員4名に対して7,200株を交付しております。

### (7) その他の株式に関する重要な事項

#### ① 当事業年度における自己株式の取得、処分等及び保有

|                  |                       |          |
|------------------|-----------------------|----------|
| 前事業年度末における保有自己株式 |                       | 178,129株 |
| 取 得              | 該当事項はありません。           | -        |
| 処 分              | 譲渡制限付株式報酬の付与による処分（注）1 | 20,300株  |
|                  | 第三者割当による処分（注）2        | 100,000株 |
| 当事業年度末における保有自己株式 |                       | 57,829株  |

（注）1. 内容及びつきまは、上記「(6)当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

2. 資本政策のため上記「(5)大株主の状況」に記載のレンテック大敬株式会社に割り当てたものであります。

② 後発事象としての発行済株式の総数の変動

当社は、2025年6月30日付で東京証券取引所スタンダード市場に株式を上場いたしました。この上場にあたり、2025年6月27日を払込期日とする公募による新株式の発行を行いました。これにより発行済株式の総数は500,000株増加し、3,759,400株となっております。

また上記に加え、2025年7月30日を払込期日とするオーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関連して第三者割当増資を行いました。これにより発行済株式の総数は126,600株増加し、3,886,000株となっております。

### 3. 新株予約権等の状況

当事業年度末日に当社役員が保有する職務執行の対価として交付された  
新株予約権の状況

|                      | 第1回新株予約権                     | 第2回新株予約権                     | 第4回新株予約権                     |
|----------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 発行決議日                | 2013年8月30日                   | 2014年9月9日                    | 2015年8月27日                   |
| 交付対象者                | 取締役(監査等委員<br>及び社外取締役を除く)     | 取締役(監査等委員<br>及び社外取締役を除く)     | 取締役(監査等委員<br>及び社外取締役を除く)     |
| 保有者数                 | 2名                           | 2名                           | 2名                           |
| 新株予約権の数              | 20個                          | 24個                          | 48個                          |
| 新株予約権の目的と<br>なる株式の数  | 4,000株                       | 4,800株                       | 4,800株                       |
| 新株予約権の目的と<br>なる株式の種類 | 普通株式                         | 普通株式                         | 普通株式                         |
| 新株予約権1個<br>当たりの発行価額  | 205,025円73銭                  | 236,354円96銭                  | 137,701円                     |
| 権利行使時1株<br>当たりの行使価額  | 1円                           | 1円                           | 1円                           |
| 権利行使期間               | 2013年8月31日から<br>2043年8月30日まで | 2014年9月11日から<br>2044年9月10日まで | 2015年8月29日から<br>2045年8月28日まで |
| 新株予約権の<br>行使の主な条件    | (注)                          | (注)                          | (注)                          |

|                      | 第5回新株予約権                     | 第6回新株予約権                     | 第7回新株予約権                     |
|----------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 発行決議日                | 2016年8月29日                   | 2017年8月29日                   | 2018年8月29日                   |
| 交付対象者                | 取締役(監査等委員<br>及び社外取締役を除く)     | 取締役(監査等委員<br>及び社外取締役を除く)     | 取締役(監査等委員<br>及び社外取締役を除く)     |
| 保有者数                 | 2名                           | 2名                           | 2名                           |
| 新株予約権の数              | 48個                          | 48個                          | 54個                          |
| 新株予約権の目的と<br>なる株式の数  | 4,800株                       | 4,800株                       | 5,400株                       |
| 新株予約権の目的と<br>なる株式の種類 | 普通株式                         | 普通株式                         | 普通株式                         |
| 新株予約権1個<br>当たりの発行価額  | 156,901円                     | 171,885円                     | 189,680円                     |
| 権利行使時1株<br>当たりの行使価額  | 1円                           | 1円                           | 1円                           |
| 権利行使期間               | 2016年8月31日から<br>2046年8月30日まで | 2017年8月31日から<br>2047年8月30日まで | 2018年8月31日から<br>2048年8月30日まで |
| 新株予約権の<br>行使の主な条件    | (注)                          | (注)                          | (注)                          |

|                  | 第8回新株予約権                     |                | 第10回新株予約権                    |                |
|------------------|------------------------------|----------------|------------------------------|----------------|
| 発行決議日            | 2019年8月28日                   |                | 2020年8月27日                   |                |
| 交付対象者            | 取締役<br>(監査等委員及び<br>社外取締役を除く) | 取締役<br>(監査等委員) | 取締役<br>(監査等委員及び<br>社外取締役を除く) | 取締役<br>(監査等委員) |
| 保有者数             | 3名                           | 1名             | 3名                           | 1名             |
| 新株予約権の数          | 70個                          | 14個            | 71個                          | 10個            |
| 新株予約権の目的となる株式の数  | 7,000株                       | 1,400株         | 7,100株                       | 1,000株         |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式                         |                | 普通株式                         |                |
| 新株予約権1個当たりの発行価額  | 194,525円                     |                | 197,000円                     |                |
| 権利行使時1株当たりの行使価額  | 1円                           |                | 1円                           |                |
| 権利行使期間           | 2019年8月30日から<br>2049年8月29日まで |                | 2020年8月29日から<br>2050年8月28日まで |                |
| 新株予約権の行使の主な条件    | (注)                          |                | (注)                          |                |

(注) 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができるものとしております。

#### 4. 会社役員の状況

##### (1) 取締役の氏名等 (2025年5月31日現在)

| 会社における地位                 | 氏 名       | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                  |
|--------------------------|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役                | 岡 田 朗     | 社長執行役員<br>株式会社アテックス 取締役<br>Rent (Thailand) Co., Ltd. 取締役<br>PT. Max Rent Indonesia 取締役                                   |
| 取 締 役                    | 鷺 巢 寿 昭   | 専務執行役員 営業本部・商品本部・<br>機械管理本部管掌<br>レント総合サービス株式会社 取締役                                                                       |
| 取 締 役                    | 岡 田 和 久   | 専務執行役員 管理本部管掌<br>Rent (Thailand) Co., Ltd. 取締役<br>Rent Trade & Service Co., Ltd. 取締役<br>PT. Max Rent Indonesia コミサリス会 会長 |
| 取 締 役                    | 長 谷 川 文 明 | 常務執行役員 商品本部長<br>レント総合サービス株式会社 取締役<br>Rent (Thailand) Co., Ltd. 取締役                                                       |
| 取 締 役 (注) 1              | 菅 野 健 一   | PXC株式会社 代表取締役CEO                                                                                                         |
| 取締役(常勤監査等委員)<br>(注) 1, 2 | 坪 井 孝 男   | レント総合サービス株式会社 監査役<br>株式会社アテックス 監査役                                                                                       |
| 取締役(監査等委員)<br>(注) 1, 3   | 杉 原 賢 一   | 公認会計士杉原賢一事務所 代表                                                                                                          |
| 取締役(監査等委員)<br>(注) 1, 4   | 木 村 絵 美   | 弁護士法人たちばな法律事務所 弁護士                                                                                                       |

(注) 1. 取締役菅野健一氏、取締役(常勤監査等委員)坪井孝男氏、取締役(監査等委員)杉原賢一氏、取締役(監査等委員)木村絵美氏は、社外取締役であります。

2. 取締役(常勤監査等委員)坪井孝男氏は、金融機関における財務及び監査業務に関する豊富な経験を有しており、また、他社の監査役として監査業務に携わるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。なお、監査等委員会における情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高めるために、同氏は常勤の監査等委員に選定されております。

3. 取締役(監査等委員)杉原賢一氏は、公認会計士の資格を有しており、また、他社における監査業務に携わるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 取締役(監査等委員)木村絵美氏は、弁護士の資格を有しており、法務に係る幅広い見識と豊富な実務経験を持ち合わせているなど、法律分野に関する相当程度の知見を有しております。

5. 当事業年度中の役員の担当等の異動は、次のとおりであります。

イ. 子会社役員変更による異動

| 氏 名    | 異 動 前                             | 異 動 後                | 異動年月日      |
|--------|-----------------------------------|----------------------|------------|
| 長谷川 文明 | PT. Max Rent Indonesia<br>代表取締役社長 | -                    | 2025年4月9日  |
| 長谷川 文明 | -                                 | レント総合サービス株式会社<br>取締役 | 2025年4月22日 |

ロ. 役員体制・組織変更による異動

| 氏 名     | 異 動 前          | 異 動 後                     | 異動年月日      |
|---------|----------------|---------------------------|------------|
| 鷲 巢 寿 昭 | 専務執行役員 営業統括本部長 | 専務執行役員 営業本部・商品本部・機械管理本部管掌 | 2025年3月16日 |
| 岡 田 和 久 | 専務執行役員 管理統括本部長 | 専務執行役員 管理本部管掌             | 2025年3月16日 |
| 長谷川 文明  | 常務執行役員 海外事業本部長 | 常務執行役員 商品本部長              | 2025年3月16日 |

## (2) 執行役員（取締役兼務者を除く）の氏名等

当社は、執行役員制度を採用しております。取締役を兼務していない執行役員は次のとおりであります。（2025年5月31日現在）

| 氏 名       | 地 位     | 担 当                                                                                 |
|-----------|---------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 田 村 繁 行   | 常務執行役員  | 営業本部長                                                                               |
| 鈴 木 光     | 常務執行役員  | 管理本部長<br>株式会社三光塗装板金工業 監査役                                                           |
| 西 村 俊 彦   | 常務執行役員  | 機械管理本部長<br>株式会社三光塗装板金工業 取締役<br>PT. Max Rent Indonesia コミサリス                         |
| 望 月 亮 伸   | 常務執行役員  | 東日本支社長                                                                              |
| 松 本 達 也   | 執 行 役 員 | 西日本支社長                                                                              |
| 山 梨 英 樹   | 執 行 役 員 | 株式会社アテックス 代表取締役社長（出向）                                                               |
| 小 久 保 良 二 | 執 行 役 員 | Rent (Thailand) Co., Ltd. 代表取締役社長（出向）<br>Rent Trade & Service Co., Ltd. 代表取締役社長（出向） |
| 原 田 公 彦   | 執 行 役 員 | 関東・北日本支店 支店長                                                                        |
| 手 束 光 宏   | 執 行 役 員 | 大阪支店 支店長                                                                            |
| 江 崎 禎     | 執 行 役 員 | PT. Max Rent Indonesia 代表取締役社長（出向）                                                  |
| 橋 爪 宏 治   | 執 行 役 員 | 九州支店 支店長                                                                            |
| 八 木 和 明   | 執 行 役 員 | 人事部 部長                                                                              |

### (3) 取締役の報酬等

#### ① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、2022年8月30日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

##### a. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能することを目的とした報酬体系とし、個々の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、固定報酬と業績連動による変動報酬に区分される金銭報酬、及び職責に応じた株式報酬で構成される。

##### b. 金銭報酬の決定に関する方針

代表権の有無、業務執行における役位及び役割、他社水準、従業員の給与水準等を勘案して固定報酬と変動報酬の基本テーブルを決定する。基本テーブルに基づき、固定報酬と会社業績指標(KPI)の達成状況及び個人業績の評価を反映した変動報酬を合算し、個人別報酬を決定する。

##### c. 株式報酬の決定に関する方針

取締役の中長期的な企業価値及び株式価値の向上への貢献が報酬に反映されるよう、各職責に応じ、退任時に譲渡制限が解除される株式報酬を支給する。

##### d. 個人別の報酬等の内容決定に係る委任に関する事項

以下の事項を代表取締役社長執行役員 岡田朗氏に委任する。

- ・役員報酬制度全般の原案作成
- ・各取締役の個人業績評価の実施
- ・報酬制度に基づき、個人業績評価及びKPI達成状況を反映させた個人別報酬額の原案作成

なお、上記の代表取締役に委任された権限が適切に行使されるよう、当該報酬制度及び個人別報酬額の原案を任意の指名・報酬諮問委員会に諮り、その答申を経た上で、取締役会にて決定するものとする。

(委任した理由)

当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役個人の評価を行うには代表取締役が適していると判断したため。

## ② 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分                              | 報酬等の<br>総 額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額(百万円) |           |            | 対象となる<br>役員の数<br>(名) |
|----------------------------------|----------------------|-----------------|-----------|------------|----------------------|
|                                  |                      | 金 銭 報 酬         |           | 株 式<br>報 酬 |                      |
|                                  |                      | 固定報酬            | 変動報酬      |            |                      |
| 取締役(監査等委員である取締役を除く)<br>(うち社外取締役) | 165<br>(7)           | 78<br>(6)       | 39<br>(0) | 47<br>(-)  | 5<br>(1)             |
| 取締役(監査等委員)<br>(うち社外取締役)          | 31<br>(31)           | 27<br>(27)      | -         | 3<br>(3)   | 3<br>(3)             |

(注) 1. 金銭報酬のうち変動報酬につきましては、以下の内容で構成されております。

(1) 役位別の基本テーブルに基づき、売上高及び経常利益の前年成長率と目標達成率からなるKPI達成率106.0%と、個人業績評価を反映した報酬額。

(2) 2024年5月期における当期純利益1,962百万円の一定率を原資とし、役位別係数に応じて分配した報酬額。

2. 2023年8月29日開催の第39回定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬は年額280百万円以内、株式報酬は当該報酬額の範囲内で年額60百万円以内(普通株式 年20,000株以内)、取締役(監査等委員)の報酬は年額50百万円以内、株式報酬は当該報酬額の範囲内で年額8百万円以内(普通株式 年2,500株以内)と決議されております。第39回定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く)の員数は、5名(うち社外取締役1名)、監査等委員である取締役の員数は、3名であります。

## (4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、現行定款において、非業務執行取締役との間で、当社に対する損害賠償責任限度額を法令の定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結することができる規定を設けております。なお、非業務執行取締役である菅野健一氏、坪井孝男氏、杉原賢一氏、木村絵美氏との間で責任限定契約を締結しております。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

社外取締役菅野健一氏の兼職先であるPXC株式会社との間に取引関係がありますが、取引の規模は同社及び当社の事業規模に比して僅少であり、取締役会において当社の利益が損なわれることがない旨の承認を受けております。

その他の社外役員の兼職先と当社の間、及び各社外役員と当社との間には特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

| 区 分                | 氏 名     | 出 席 状 況                                              | 活動・発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                         |
|--------------------|---------|------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役              | 菅 野 健 一 | 取締役会 16/16回<br>(100.0%)                              | 上場企業を含む事業会社の代表取締役、社外取締役を歴任しており、豊富な経験と実績に基づく客観的な視点から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための有益な助言、提言を積極的に行っております。                                                                                   |
| 取 締 役<br>(常勤監査等委員) | 坪 井 孝 男 | 取締役会 16/16回<br>(100.0%)<br>監査等委員会 15/15回<br>(100.0%) | 金融機関における財務、監査業務の経験、他社の監査役としての豊富な経験と実績に基づく客観的な視点から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための有益な助言、提言を積極的に行っております。<br>また、常勤の監査等委員として、監査等委員監査の計画立案、実施、執行役員会等の重要な会議への出席、並びに監査等委員会の運営に係る職務全般を主体的に行っております。 |
| 取 締 役<br>(監査等委員)   | 杉 原 賢 一 | 取締役会 16/16回<br>(100.0%)<br>監査等委員会 15/15回<br>(100.0%) | 公認会計士としての財務及び会計に関する専門的な知識と経験から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための有益な助言、提言を積極的に行っております。<br>また、監査等委員会における発言や意見表明等を通じて、適切な監査を行っております。                                                            |
| 取 締 役<br>(監査等委員)   | 木 村 絵 美 | 取締役会 16/16回<br>(100.0%)<br>監査等委員会 15/15回<br>(100.0%) | 弁護士としての法律に関する専門的な知識と経験から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための有益な助言、提言を積極的に行っております。<br>また、監査等委員会における発言や意見表明等を通じて、適切な監査を行っております。                                                                  |

(注) 当社は、2025年6月30日付で菅野健一氏、坪井孝男氏、杉原賢一氏、木村絵美氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                            | 支払額      |
|----------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額     | 40,000千円 |
| 会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 | 43,800千円 |

(注) 当社の重要な子会社のうち在外子会社については、当社の会計監査人以外の監査を受けております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等の額について妥当と判断し、会社法第399条の同意をいたしました。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会計監査人との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を定款第34条に設けておりますが、責任限定契約は締結しておりません。

### (6) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 当社が業務の適正を確保するための体制

#### ① 取締役並びに社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 当社は、「リスク管理規程」を定め、当該規程においてコンプライアンスをリスク管理の優先事項と位置付けている。取締役並びに社員（以下、「役職員」という。）は、法令及び定款を遵守するために、企業理念及び経営方針に基づいた行動指針に従って職務を遂行する。
- ・ 当社は、社長を委員長、管轄部門長を委員として組織する「リスク管理委員会」を設置し、当該委員会においてコンプライアンスリスクを含めたリスク管理を行うとともに、役職員に対するコンプライアンスに係る教育啓蒙活動を推進する。また、「リスク管理委員会」における重要事項は取締役会に適時報告する。
- ・ 当社は、社長直轄の内部監査部門を設置し、当該部門が「内部監査規程」に基づき内部監査を実施した上で、監査結果を社長、並びに管掌役員及び監査等委員会に報告するとともに、改善措置の状況を確認する。  
監査等委員会は、「監査等委員会監査等基準」に基づき独立した立場で取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行を監査し、法令及び定款に違反するおそれがある場合には、必要な助言又は勧告等を行うことにより、重大損失の発生を未然に抑止する。
- ・ 当社は、「内部通報規程」を定め、当該規程に基づき内部通報窓口を社内外に設置する。役職員からの通報を受けた際は適切に対処し、問題の早期解決を図るとともに、通報者が不利益を被らないよう保護する。
- ・ 当社は、独立した社外取締役を選任することにより、取締役の職務執行の適法性と妥当性を確保するための牽制機能の充実を図る。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 当社は、「取締役会規程」及び「情報セキュリティ管理規程」を定め、当該規程に基づき取締役の職務執行及び意思決定に係る情報、並びに個人情報を文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ 当社は、「リスク管理規程」を定め、当該規程に基づき事業上のリスクを、経営に与える影響の重大性に応じ「重要リスク事象」と「個別リスク事象」に区分して管理する。「重要リスク事象」については、社長を委員長とする「リスク管理委員会」にて発生時の対応及び予防措置等の管理を行い、その状況を取締役会に適時報告する。「個別リスク事象」については、管轄部門長が発生時の対応及び予防措置等の管理を行う。

- ・ 当社は、コンプライアンス、災害、安全防犯、不良債権、財務、情報、品質、運輸、資産管理、営業活動等に係る「重要リスク事象」のうち、緊急性の高いものについては、緊急対策委員会を設置し、迅速な対応により損害の最小化を図る。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 当社は「取締役会規程」の定めに従い、定例取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて適時に取締役会を開催し、経営に係る重要事項の決定及び業務執行の監督を行う。
- ・ 取締役会における意思決定を的確かつ効率的に行うため、取締役会決議事項については、原則として毎月2回開催される執行役員会の審議を経て、社長がこれを議場に諮る。また、業務執行に係る重要事項については、取締役会からの委嘱に基づき、執行役員会の審議を経て社長が決定する。

#### ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・ 当社は、子会社の経営の自主性、自律性に配慮しつつ、「グループ会社管理規程」に基づき、各子会社の管轄部門を定め、業績及び財務の状況、コンプライアンスの状況、事業の運営状況、経営状況全般を常に把握し、経営全般に係る助言及び直接的な支援を行う。子会社の一定の経営行為、業務執行については、当社との事前協議又は当社への報告を求め、助言を行うほか、各子会社の事業運営に係る個別権限基準を定め、これを運用することにより子会社の業務の適正を確保する。
- ・ 当社は、「グループ会社管理規程」及び「内部監査規程」に基づき、子会社のリスクの把握、管理を行うものとし、管轄部門はリスクの発生又は可能性があると認知した場合、「リスク管理規程」に基づく報告、対応、予防措置を行う。
- ・ 当社の役職員が子会社の取締役、監査役に就任し、各子会社の経営状況の把握、監査、監視を行う。
- ・ 当社の内部監査部門は「内部監査規程」及び「グループ会社管理規程」に基づき、法令、定款、社内規程等への適合の観点から、子会社並びに当該子会社を管理する当社管轄部門の監査を実施する。

#### ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき部門又は社員に関する体制

- ・ 当社は「監査等委員会監査等基準」に基づき、監査等委員会の求めに応じてその職務を補助すべき部門の設置又は社員の配置を行う。その場合、当該部門又は社員について取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保し、監査等委員会の指示に従い職務を遂行するほか、その評価、異動、懲戒等には監査等委員会の同意を要するものとする。

## ⑦ 監査等委員会への報告に関する体制

- ・ 当社の監査等委員は「監査等委員会監査等基準」に基づき、取締役会、執行役員会、その他重要会議に出席して、必要に応じて意見を述べ重要事項の審議状況及び報告状況を把握するとともに、取締役会議事録並びに稟議書、その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じ役職員に説明を求める。
- ・ 当社及び子会社の役職員は、職務の執行に関して重大な法令違反、定款違反若しくは不正行為の事実、又は会社に着しい損害を及ぼすおそれがある事実を知ったときは、遅滞なく監査等委員会に報告するものとする。
- ・ 監査等委員会に報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

## ⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査等委員会、内部監査部門、会計監査人の三者による「監査協議会」を四半期ごとに開催し、お互いが意見交換を行い、監査上の問題点の有無や課題等について情報共有を図ることにより、監査の実効性を高める。
- ・ 監査等委員会は、内部監査部門等から監査結果等について報告を受け、必要に応じて調査を求め、又は具体的指示を出すことができる。
- ・ 監査等委員が当社に対し、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

## ⑨ 反社会的勢力の排除に向けた体制

- ・ 当社は、「反社会的勢力の排除に関する規程」を定め、当該規程に基づき健全な事業の継続に脅威を与える反社会的勢力との関係を排除する。なお、反社会的勢力に関する事項で経営に重大影響を及ぼすもの、又は可能性があるものは「リスク管理規程」における「重要リスク事象」と位置付け、管轄部門である総務部門が、所轄警察署、関連団体、顧問弁護士と連携し、情報収集や対応、教育啓蒙活動を行う。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### ① 取締役の職務執行

取締役会は、社外取締役4名（内、3名は監査等委員。）を含む取締役8名で構成され、法令、定款、並びに社内規程に基づく経営上の重要な意思決定及び取締役の職務執行の監督を適切に行っております。また、取締役会審議事項は、執行役員（取締役を兼務している者を含む。）で構成される「執行役員会」による十分な議論を経て、社長が取締役会に付議することにより、意思決定を的確かつ効率的に行う体制としているほか、取締役会が重要事項の審議に十分な時間を確保できるよう、業務執行に係る重要事項については、取締役会からの委嘱に基づき、執行役員会の審議を経て社長が適切に意思決定を行っております。

### ② 監査等委員会の監査の実効性確保

監査等委員会は、社外取締役3名で構成され、取締役会、執行役員会、その他重要会議への出席を通じ、取締役が適切に職務を執行するために必要な提言や助言を積極的に行っているほか、社長、各取締役との定期的な面談や、各部門、各子会社の調査を通じて取締役の職務執行状況の適正性を確認しております。また、監査等委員会、内部監査部門、会計監査人による「監査協議会」において、監査上の課題や情報の共有を行い、社外取締役による「社外役員等協議会」において、取締役会運営上並びに事業運営上の課題等に関する客観的な意見交換を行い、これらの状況を定期的に取り締役に報告する、又は社長との定期的会合を実施するなどして、監査の実効性向上、企業運営の健全性向上に努めております。

### ③ 内部監査体制

内部監査部門は、社長の承認を得た監査計画に基づき、当社全部門、全子会社の法令、定款、並びに社内規程の遵守状況や業務の適正性を監査し、その結果を速やかに社長及び監査等委員会等に報告しております。その上で、社長より発令された改善指示を被監査部門に通知し、フォローアップ監査により被監査部門の改善状況を調査、確認し、社長及び監査等委員会等に報告しております。

また、これらの状況を定期的に取り締役に報告することにより、内部監査の実効性向上、事業の適法性、適切性の向上に努めております。

### ④ リスク管理体制

当社に起こり得る重大なリスクを網羅的に一元管理し、対応策を遅滞なく講じるための体制として、社長を委員長、管轄部門長を委員としたリスク管理委員会を設置しております。当事業年度においては4回の委員会を開催しており、重要リスクの情報収集、情報共有、対策の協議等を通じて、当社における事業上のリスクを網羅的に把握した上で、適切に是正措置及び再発防止措置を講じるとともに、それらの進捗状況の確認を行っております。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要施策のひとつと位置付けております。

経営基盤強化のために内部留保の充実を図りつつ、継続的かつ安定的な配当を行うこと、及び業績に応じた適切な配当水準を確保することを基本方針としており、2026年5月期に配当性向を30%程度とすることを予定しております。

なお、2025年5月期以降の各事業年度において、上記の配当性向による剰余金の配当等が行われることを保証するものではありません。

当社の剰余金の配当は、年1回の期末配当に加え、中間配当の実施につきましては、利益計画の達成状況を見極めた上で、判断してまいります。また、剰余金の配当等の決定につきましては、定款の定めに基づき法令に別段の定めのある場合を除き、株主の皆様との建設的な対話を重ねたうえで、取締役会において機動的・弾力的に検討し、最適な判断を行ってまいりたいと考えております。

内部留保資金につきましては、有利子負債の削減を柱とする財務体質の強化、レンタル資産の拡充をはじめとする設備投資への充当などに活用してまいりたいと考えております。

本事業報告中の記載金額は、記載単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2025年5月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目        | 金 額        | 科 目           | 金 額        |
|------------|------------|---------------|------------|
| (資 産 の 部)  |            | (負 債 の 部)     |            |
| 流 動 資 産    | 13,244,059 | 流 動 負 債       | 17,542,832 |
| 現金及び預金     | 5,277,833  | 支払手形          | 203,639    |
| 受取手形       | 341,027    | 電子記録債務        | 3,578,972  |
| 電子記録債権     | 590,588    | 買掛金           | 81,663     |
| 売掛金        | 5,939,251  | 1年内償還予定の社債    | 30,000     |
| 商 品        | 131,338    | 1年内返済予定の長期借入金 | 4,916,620  |
| 貯 蔵 品      | 147,253    | リ ー ス 債 務     | 1,902,097  |
| 前払費用       | 494,702    | 未 払 金         | 2,632,809  |
| 関係会社短期貸付金  | 100,000    | 未払費用          | 463,130    |
| そ の 他      | 278,409    | 未払法人税等        | 619,000    |
| 貸倒引当金      | △56,345    | 未払消費税等        | 265,200    |
| 固 定 資 産    | 37,999,726 | 賞与引当金         | 1,189,949  |
| 有形固定資産     | 32,891,686 | 設備支払手形        | 115,861    |
| レンタル用資産    | 14,431,089 | 設備電子記録債務      | 1,291,913  |
| レンタル用リース資産 | 7,067,427  | そ の 他         | 251,975    |
| 建 物        | 3,022,517  | 固 定 負 債       | 19,595,312 |
| 構 築 物      | 944,627    | 社 債           | 145,000    |
| 機械及び装置     | 333,014    | 長期借入金         | 11,594,346 |
| 車両運搬具      | 127,993    | リ ー ス 債 務     | 5,575,640  |
| 工具、器具及び備品  | 343,375    | 退職給付引当金       | 2,100,777  |
| 土 地        | 6,439,593  | 資産除去債務        | 95,806     |
| リ ー ス 資 産  | 10,572     | そ の 他         | 83,741     |
| 建設仮勘定      | 171,474    | 負 債 合 計       | 37,138,145 |
| 無形固定資産     | 385,546    | (純資産の部)       |            |
| ソフトウェア     | 358,611    | 株 主 資 本       | 13,858,529 |
| ソフトウェア仮勘定  | 26,934     | 資 本 金         | 1,401,120  |
| そ の 他      | 0          | 資 本 剰 余 金     | 1,194,937  |
| 投資その他の資産   | 4,722,493  | 資 本 準 備 金     | 518,370    |
| 投資有価証券     | 335,626    | その他資本剰余金      | 676,567    |
| 関係会社株式     | 685,632    | 利 益 剰 余 金     | 11,404,800 |
| 長期前払費用     | 222,729    | その他利益剰余金      | 11,404,800 |
| 繰延税金資産     | 1,466,758  | 別 途 積 立 金     | 290,223    |
| 関係会社長期貸付金  | 913,614    | 繰越利益剰余金       | 11,114,577 |
| 敷金及び保証金    | 1,658,485  | 自 己 株 式       | △142,328   |
| そ の 他      | 266,113    | 評価・換算差額等      | 172,407    |
| 貸倒引当金      | △826,464   | その他有価証券評価差額金  | 175,207    |
| 資 産 合 計    | 51,243,786 | 繰延ヘッジ損益       | △2,800     |
|            |            | 新株予約権         | 74,704     |
|            |            | 純 資 産 合 計     | 14,105,641 |
|            |            | 負債及び純資産合計     | 51,243,786 |

# 損 益 計 算 書

(自 2024年6月1日)  
(至 2025年5月31日)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額     |            |
|-------------------------|---------|------------|
| 売 上 高                   |         | 45,548,952 |
| 売 上 原 価                 |         | 31,623,382 |
| 売 上 総 利 益               |         | 13,925,570 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |         | 10,212,935 |
| 営 業 利 益                 |         | 3,712,635  |
| 営 業 外 収 益               |         |            |
| 受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金   | 46,919  |            |
| 受 取 保 険 金               | 20,228  |            |
| 受 取 家 賃                 | 57,016  |            |
| 為 替 差 益                 | 30,795  |            |
| 作 業 く ず 売 却 益           | 35,707  |            |
| 受 取 報 奨 金               | 26,546  |            |
| そ の 他                   | 32,839  | 250,052    |
| 営 業 外 費 用               |         |            |
| 支 払 利 息                 | 286,031 |            |
| 支 払 手 数 料               | 57,916  |            |
| 社 債 利 息                 | 1,523   |            |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入           | 27,180  |            |
| そ の 他                   | 10,439  | 383,092    |
| 経 常 利 益                 |         | 3,579,595  |
| 特 別 損 失                 |         |            |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 7,128   |            |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損       | 617,789 | 624,917    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |         | 2,954,678  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 967,899 |            |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 17,815  | 985,715    |
| 当 期 純 利 益               |         | 1,968,962  |

# 株主資本等変動計算書

(自 2024年6月1日)  
(至 2025年5月31日)

(単位：千円)

|                         | 株主資本      |         |          |           |          |            |            |          |            |
|-------------------------|-----------|---------|----------|-----------|----------|------------|------------|----------|------------|
|                         | 資本金       | 資本剰余金   |          |           | 利益剰余金    |            |            | 自己株式     | 株主資本合計     |
|                         |           | 資本準備金   | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計   | その他利益剰余金 |            | 利益剰余金合計    |          |            |
|                         |           |         |          |           | 別途積立金    | 繰越利益剰余金    |            |          |            |
| 2024年6月1日残高             | 1,401,120 | 518,370 | 496,237  | 1,014,607 | 290,223  | 9,392,116  | 9,682,339  | △438,386 | 11,659,680 |
| 事業年度中の変動額               |           |         |          |           |          |            |            |          |            |
| 譲渡制限付株式報酬               |           |         | 30,429   | 30,429    |          |            | -          | 49,958   | 80,388     |
| 剰余金の配当                  |           |         |          |           |          | △246,501   | △246,501   |          | △246,501   |
| 当期純利益                   |           |         |          |           |          | 1,968,962  | 1,968,962  |          | 1,968,962  |
| 自己株式の処分                 |           |         | 149,900  | 149,900   |          |            | -          | 246,100  | 396,000    |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額） |           |         |          |           |          |            |            |          | -          |
| 事業年度中の変動額合計             | -         | -       | 180,329  | 180,329   | -        | 1,722,461  | 1,722,461  | 296,058  | 2,198,849  |
| 2025年5月31日残高            | 1,401,120 | 518,370 | 676,567  | 1,194,937 | 290,223  | 11,114,577 | 11,404,800 | △142,328 | 13,858,529 |

|                         | 評価・換算差額等     |         |            | 新株予約権  | 純資産合計      |
|-------------------------|--------------|---------|------------|--------|------------|
|                         | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算差額等合計 |        |            |
| 2024年6月1日残高             | 167,535      | -       | 167,535    | 74,704 | 11,901,919 |
| 事業年度中の変動額               |              |         |            |        |            |
| 譲渡制限付株式報酬               |              |         |            |        | 80,388     |
| 剰余金の配当                  |              |         |            |        | △246,501   |
| 当期純利益                   |              |         |            |        | 1,968,962  |
| 自己株式の処分                 |              |         |            |        | 396,000    |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額） | 7,672        | △2,800  | 4,872      |        | 4,872      |
| 事業年度中の変動額合計             | 7,672        | △2,800  | 4,872      | -      | 2,203,721  |
| 2025年5月31日残高            | 175,207      | △2,800  | 172,407    | 74,704 | 14,105,641 |

## 個 別 注 記 表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、  
売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

#### 2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

#### 3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品……………総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品……………最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### 4. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定額法

（リース資産を除く）

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

レンタル用資産 2年～7年 建物 2年～44年

無形固定資産……………定額法

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア 3年～5年

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取り決めがある場合は残価保証額）とする定額法

#### 5. 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

## 6. 収益及び費用の計上基準

当社は、主に土木建設用機械、産業用機械等のレンタルを行っており、顧客とのレンタル基本契約に基づいてレンタルに供する履行義務を負っております。当該履行義務は、レンタル期間にわたり履行義務を充足する取引であることから、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。また、収益は顧客との契約において約束された対価から値引き等を控除した金額で測定しております。

## 7. 繰延資産の処理方法

社債発行費……………支出時に全額費用として処理しております。

## 8. ヘッジ会計

### ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップ及び金利オプションについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

### ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………金利スワップ、金利オプション、為替予約

ヘッジ対象……………借入金の金利、外貨建金銭債務

### ヘッジ方針

当社の内部規程に基づいております。

### ヘッジ有効性評価の方法

特例処理の要件を満たした金利スワップ及び金利オプションについては、有効性の評価を省略しております。

## (会計方針の変更に関する注記)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

従来、所得等に対する法人税、住民税及び事業税等(以下、「法人税等」という。)について、法令に従い算定した額を損益に計上することとしておりましたが、所得に対する法人税等について、その発生源泉となる取引等に応じて、損益、株主資本及び評価・換算差額等に区分して計上することとし、評価・換算差額等に計上された法人税等については、当該法人税等が課される原因となる取引等が損益に計上された時点で、これに対応する税額を損益に計上することとしました。なお、課税の対象となった取引等が、損益に加えて、株主資本又は評価・換算差額等に関連しており、かつ、株主資本又は評価・換算差額等に対して課された法人税等の金額を算定することが困難である場合には、当該税額を損益に計上しております。

当該会計方針の変更にあたっては、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

## (表示方法の変更に関する注記)

### (損益計算書)

前事業年度まで営業外収益の「その他」に含めていた「受取報奨金」は、金額の重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。なお、前事業年度の「受取報奨金」は7,826千円であります。

## (会計上の見積りに関する注記)

### 1. 関係会社に対する投融資の評価

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

|           |            |
|-----------|------------|
| 関係会社株式    | 685,632千円  |
| 関係会社長期貸付金 | 913,614千円  |
| 貸倒引当金     | △800,904千円 |

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社に対する投融資の評価にあたっては、関係会社の財政状態の悪化により実質価額が低下する等、回収可能性が見込めない場合には、投資額の回収可能価額まで減損処理するとともに、引当金については、「重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 引当金の計上基準」に基づいて、回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。

見積り段階において予測不可能な経済状況の変動等により関係会社の財政状態が悪化した場合には、翌事業年度の当社の計算書類における関係会社株式の評価、関係会社長期貸付金及び関連する引当金の金額に影響を与える可能性があります。

### 2. 繰延税金資産の回収可能性

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

|             |              |
|-------------|--------------|
| 繰延税金資産(純額)  | 1,466,758千円  |
| (繰延税金負債相殺前) | 1,555,186千円) |

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、会計上と税務上の違いから生じる一時差異等に係る税金の額について、税効果会計を適用し将来において回収が見込まれない税金の額を除き計上しております。

繰延税金資産の回収可能性の判断に使用する将来の課税所得及び一時差異等の解消年度のスケジュールリングの見積りについては、事業計画を基礎として決定しております。

課税所得等が生じる時期及び金額には不確実性が高く、将来における実績値に基づく結果は当事業年度末における将来の課税所得の見積りとは異なる可能性があります。

## (貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 42,590,501千円

2. 担保に供している資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

|    |             |
|----|-------------|
| 建物 | 129,816千円   |
| 土地 | 1,857,319千円 |
| 計  | 1,987,136千円 |

担保付債務は次のとおりであります。

|               |             |
|---------------|-------------|
| 1年内返済予定の長期借入金 | 40,000千円    |
| 社債及び長期借入金     | 1,403,000千円 |
| 計             | 1,443,000千円 |

3. 関係会社に対する金銭債権債務

|        |           |
|--------|-----------|
| 短期金銭債権 | 131,476千円 |
| 長期金銭債権 | 913,614千円 |
| 短期金銭債務 | 282,857千円 |

4. 保証債務

(1) 関係会社の金融機関からの借入債務に対して、債務保証を行っております。

|                           |             |
|---------------------------|-------------|
| Rent (Thailand) Co., Ltd. | 3,777,774千円 |
| (株)三光塗装鋁金工業               | 162,752千円   |
| MaxRent Vietnam Co., Ltd. | 219,583千円   |
| PT Max Rent indonesia     | 117,403千円   |

(2) 関係会社のリース債務に対して、債務保証を行っております。

|                           |          |
|---------------------------|----------|
| Rent (Thailand) Co., Ltd. | 71,841千円 |
|---------------------------|----------|

5. 期末日満期手形等

期末日満期手形等の会計処理については、手形交換日又は決済日をもって決済処理をしております。なお、当事業年度の末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形等が期末残高に含まれております。

|          |             |
|----------|-------------|
| 受取手形     | 42,242千円    |
| 電子記録債権   | 63,793千円    |
| 支払手形     | 65,215千円    |
| 電子記録債務   | 1,178,757千円 |
| 設備電子記録債務 | 182,863千円   |

6. 財務制限条項

当事業年度末の長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）の一部9,588,200千円については、財務制限条項が付されており、当社はこの財務制限条項に従っております。主な財務制限条項は以下のとおりであります。これらに抵触した場合には当該借入金の一括返済を求められる可能性があります。

なお、当事業年度末現在、以下の財務制限条項には抵触していません。

- (1) 各事業年度末における連結貸借対照表の純資産の部の金額を、契約で基準と定める事業年度末の連結貸借対照表の純資産の部の金額に対し75%以上に維持すること。
- (2) 各事業年度の連結損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。

## (損益計算書に関する注記)

### 1. 関係会社との取引高

|            |             |
|------------|-------------|
| 営業取引高      |             |
| 売上高        | 129,374千円   |
| 運送費用等      | 3,130,155千円 |
| 営業取引以外の取引高 |             |
| 受取利息等      | 61,490千円    |

### 2. 関係会社株式評価損

関係会社株式評価損617,789千円は、PT.Max Rent IndonesiaとMaxRent Vietnam Co., Ltd.の株式に係る評価損であります。

## (株主資本等変動計算書に関する注記)

### 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

|         | 当事業年度<br>期首株式数<br>(株) | 当事業年度<br>増加株式数<br>(株) | 当事業年度<br>減少株式数<br>(株) | 当事業年度末<br>株式数<br>(株) |
|---------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------|
| 発行済株式   |                       |                       |                       |                      |
| 普通株式    | 3,259,400             | －                     | －                     | 3,259,400            |
| 合計      | 3,259,400             | －                     | －                     | 3,259,400            |
| 自己株式    |                       |                       |                       |                      |
| 普通株式(注) | 178,129               | －                     | 120,300               | 57,829               |
| 合計      | 178,129               | －                     | 120,300               | 57,829               |

(注) 自己株式の減少の内訳は次のとおりであります。

|                      |           |
|----------------------|-----------|
| 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分 | 20,300 株  |
| 第三者割当による自己株式の処分      | 100,000 株 |

### 2. 事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

| 決 議                  | 株 式 の 種 類 | 配当金の<br>総額(千円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基 準 日          | 効力発生日          |
|----------------------|-----------|----------------|-----------------|----------------|----------------|
| 2024年8月28日<br>定時株主総会 | 普 通 株 式   | 246,501        | 80              | 2024年<br>5月31日 | 2024年<br>8月29日 |

### 3. 事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

| 決 議                | 株式の種類   | 配当の原資 | 配当金の<br>総額(千円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基 準 日          | 効力発生日          |
|--------------------|---------|-------|----------------|-----------------|----------------|----------------|
| 2025年7月15日<br>取締役会 | 普 通 株 式 | 利益剰余金 | 576,282        | 180             | 2025年<br>5月31日 | 2025年<br>8月29日 |

### 4. 事業年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の数

|      |          |
|------|----------|
| 普通株式 | 45,100 株 |
|------|----------|

## (税効果会計に関する注記)

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|              |              |
|--------------|--------------|
| 繰延税金資産       |              |
| 賞与引当金        | 360,792 千円   |
| 退職給付引当金      | 654,987 千円   |
| 未払役員退職慰労金    | 7,049 千円     |
| 貸倒引当金繰入超過額   | 274,876 千円   |
| 減価償却超過額      | 281,066 千円   |
| 新株予約権        | 23,322 千円    |
| 子会社株式評価損     | 376,718 千円   |
| 資産除去債務       | 31,806 千円    |
| その他          | 284,175 千円   |
| 繰延税金資産小計     | 2,294,795 千円 |
| 評価性引当額       | △739,608 千円  |
| 繰延税金資産合計     | 1,555,186 千円 |
| 繰延税金負債       |              |
| その他有価証券評価差額金 | △79,528 千円   |
| その他          | △8,899 千円    |
| 繰延税金負債合計     | △88,428 千円   |
| 繰延税金資産の純額    | 1,466,758 千円 |

### 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

|                       |        |
|-----------------------|--------|
| 法定実効税率                | 30.3 % |
| (調整)                  |        |
| 交際費等の永久に損金に算入されない項目   | 1.0 %  |
| 受取配当金等の永久に益金に算入されない項目 | 0.0 %  |
| 住民税均等割等               | 1.4 %  |
| 評価性引当額の増減             | 6.8 %  |
| 賃上げ促進税制による税額控除        | △4.7 % |
| 税率変更による期末繰延税金資産の増額修正  | △0.9 % |
| その他                   | △0.5 % |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率     | 33.4 % |

### 3. 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年6月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産および繰延税金負債については、法定実効税率を30.3%から31.2%に変更し計算しております。

この税率変更による影響は軽微であります。

## (リース取引に関する注記)

### オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

|      | レンタル用資産     | レンタル用資産以外   | 合計          |
|------|-------------|-------------|-------------|
| 1 年内 | 1, 062, 694 | 348, 144    | 1, 410, 838 |
| 1 年超 | 1, 589, 119 | 4, 421, 869 | 6, 010, 989 |
| 合計   | 2, 651, 814 | 4, 770, 013 | 7, 421, 827 |

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等を中心としております。また、必要な資金は銀行借入や社債発行により調達しております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。

当該リスクに関しては、与信管理規程に従い、取引相手先ごとに期日及び残高を定期的に管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### ② 市場リスク（為替、金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主として業務上の関係を有する企業の株式を保有するものであり、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握した上で、当該取引先企業との関係等を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

借入金及び社債は、運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、変動金利の借入金については、金利の変動リスクに晒されておりますが、定期的に金利変動動向をモニタリングしております。

リース債務については、レンタル用資産等の購買に係る資金調達を、複合的に行う目的で締結したリース契約によるものであります。金利は市場金利等を勘案して取り決めておりますが、個々の取引条件を適切に検討した上で契約を締結しております。

デリバティブ取引は、主として外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクを回避することを目的とした先物為替予約や、借入金等の支払金利の変動リスクを回避するための金利スワップ取引及び金利オプション取引を、ヘッジ手段として利用しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「重要な会計方針に係る事項に関する注記 8. ヘッジ会計」に記載しております。

##### ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は資金繰計画表を適時に作成及び更新することにより、手許流動性資金のリスク管理を行っております。

#### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的な方法により算定した価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

|                                         | 貸借対照表計上額            | 時価         | 差額       |
|-----------------------------------------|---------------------|------------|----------|
| (1) 投資有価証券                              | 331,976             | 331,976    | -        |
| (2) 関係会社長期貸付金<br>(1年以内含む) (※4)<br>貸倒引当金 | 913,614<br>△800,904 |            |          |
|                                         | 112,710             | 112,710    | -        |
| (3) 敷金及び保証金                             | 1,658,485           | 1,231,030  | △427,455 |
| 資産計                                     | 2,103,171           | 1,675,716  | △427,455 |
| (1) 社債 (1年以内含む)                         | 175,000             | 172,329    | △2,670   |
| (2) 長期借入金 (1年以内含む)                      | 16,510,966          | 16,568,054 | 57,088   |
| (3) リース債務 (1年以内含む)                      | 7,477,737           | 7,497,023  | 19,286   |
| 負債計                                     | 24,163,703          | 24,237,407 | 73,704   |
| デリバティブ取引 (※5)                           | (4,071)             | (4,071)    | -        |

(※1) 現金及び預金、受取手形、売掛金、電子記録債権、関係会社短期貸付金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 支払手形、買掛金、電子記録債務、未払金、未払費用、未払法人税等、設備支払手形、設備電子記録債務については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※3) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

| 区分     | 当事業年度   |
|--------|---------|
| 非上場株式  | 3,650   |
| 関係会社株式 | 685,632 |

(※4) 関係会社長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※5) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については ( ) で示しております。

(注) 1. 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

|           | 1年以内       | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超      |
|-----------|------------|-------------|--------------|-----------|
| 現金及び預金    | 5,277,833  | —           | —            | —         |
| 受取手形      | 341,027    | —           | —            | —         |
| 電子記録債権    | 590,588    | —           | —            | —         |
| 売掛金       | 5,939,251  | —           | —            | —         |
| 関係会社短期貸付金 | 100,000    | —           | —            | —         |
| 関係会社長期貸付金 | —          | 913,614     | —            | —         |
| 敷金及び保証金   | 61,098     | 151,734     | 202,793      | 1,242,859 |
| 合計        | 12,309,799 | 1,065,348   | 202,793      | 1,242,859 |

(注) 2. 借入金、社債及びリース債務の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

|       | 1年以内      | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|-------|-----------|-------------|--------------|------|
| 社債    | 30,000    | 145,000     | —            | —    |
| 長期借入金 | 4,916,620 | 10,830,186  | 764,160      | —    |
| リース債務 | 1,902,097 | 5,575,640   | —            | —    |
| 合計    | 6,848,717 | 16,550,826  | 764,160      | —    |

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した価格

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

| 区分     | 時価      |      |      |         |
|--------|---------|------|------|---------|
|        | レベル1    | レベル2 | レベル3 | 合計      |
| 投資有価証券 |         |      |      |         |
| 其他有価証券 |         |      |      |         |
| 株式     | 322,688 | —    | —    | 322,668 |
| その他    | 9,287   | —    | —    | 9,287   |
| 資産計    | 331,976 | —    | —    | 331,976 |

## (2)時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

| 区分               | 時価    |            |       |            |
|------------------|-------|------------|-------|------------|
|                  | レベル 1 | レベル 2      | レベル 3 | 合計         |
| 関係会社長期貸付金        | —     | 112,710    | —     | 112,710    |
| 敷金及び保証金          | —     | 1,231,030  | —     | 1,231,030  |
| 資産計              | —     | 1,343,740  | —     | 1,343,740  |
| 社債（１年以内含む）       | —     | 172,329    | —     | 172,329    |
| 長期借入金（１年以内含む）    | —     | 16,568,054 | —     | 16,568,054 |
| リース債務（１年以内含む）    | —     | 7,497,023  | —     | 7,497,023  |
| デリバティブ取引<br>金利関連 | —     | 4,071      | —     | 4,071      |
| 負債計              | —     | 24,241,477 | —     | 24,241,477 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

## 投資有価証券

上場株式及び投資信託は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び投資信託は、活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

## 関係会社長期貸付金

関係会社長期貸付金の時価は、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

## 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債利回り等の適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

## 社債（１年以内含む）

社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

## 長期借入金（１年以内含む）及びリース債務（１年以内含む）

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

## デリバティブ取引

デリバティブ取引は、取引先金融機関等から開示された価格等に基づき算定しており、レベル２の時価に分類しております。また、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされる長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

## (関連当事者との取引に関する注記)

### 1. 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

| 種類   | 会社等の名称                         | 議決権等の所有(被所有)割合           | 関連当事者との関係      | 取引内容           | 取引金額        | 科目                              | 期末残高    |
|------|--------------------------------|--------------------------|----------------|----------------|-------------|---------------------------------|---------|
| 子会社  | Rent (Thailand) Co., Ltd.      | 所有<br>直接49.0%<br>間接49.2% | 債務保証<br>役員の兼任  | 債務保証<br>(注) 1  | 3,849,615   | —                               | —       |
| 子会社  | Rent Trade & Service Co., Ltd. | 所有<br>直接39.0%<br>間接51.0% | 資金の貸付<br>役員の兼任 | 資金の貸付<br>利息の受取 | —<br>23,576 | 関係会社<br>長期貸付金<br>(注) 2<br>(注) 3 | 913,614 |
| 子会社  | 株三光<br>塗装鋁金工業                  | 所有<br>直接100.0%           | 債務保証<br>役員の兼任  | 債務保証<br>(注) 1  | 162,752     | —                               | —       |
| 関連会社 | MaxRent Vietnam Co., Ltd.      | 所有<br>直接49.0%            | 債務保証<br>役員の兼任  | 債務保証<br>(注) 1  | 219,583     | —                               | —       |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 債務保証については金融機関及びリース会社からの借入債務等に対して保証したものであり、保証料については実勢に基づき合理的に決定しております。

(注) 2. 関係会社長期貸付金に係る金利条件については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(注) 3. 関係会社長期貸付金に対し、800,904千円の貸倒引当金を計上しております。

### 2. 役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

| 種類 | 会社等の名称または氏名 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引内容                      | 取引金額   | 科目 | 期末残高 |
|----|-------------|----------------|-----------|---------------------------|--------|----|------|
| 役員 | 岡田 朗        | 被所有<br>直接1.8%  | 当社代表取締役   | 金銭報酬債権の現物出資に伴う自己株式の処分 (注) | 17,820 | —  | —    |
| 役員 | 鷺巣 寿昭       | 被所有<br>直接1.3%  | 当社取締役     | 金銭報酬債権の現物出資に伴う自己株式の処分 (注) | 10,692 | —  | —    |
| 役員 | 岡田 和久       | 被所有<br>直接0.5%  | 当社取締役     | 金銭報酬債権の現物出資に伴う自己株式の処分 (注) | 10,692 | —  | —    |

(注) 譲渡制限付株式報酬制度に伴う、金銭報酬債権の現物出資によるものです。

## ( 1 株当たり情報に関する注記)

- |                |           |
|----------------|-----------|
| 1. 1 株当たり純資産額  | 4,382円52銭 |
| 2. 1 株当たり当期純利益 | 630円64銭   |

## (収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記 6. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## (重要な後発事象の注記)

(一般募集による新株式の発行)

当社は、2025年6月30日付で東京証券取引所スタンダード市場に株式を上場いたしました。この上場にあたり、2025年5月27日及び2025年6月10日開催の取締役会において、次のとおり新株式の発行を決議し、2025年6月27日に払込が完了いたしました。

- |                |                         |          |
|----------------|-------------------------|----------|
| ① 募集方法         | ：一般募集（ブックビルディング方式による募集） |          |
| ② 発行する株式の種類及び数 | ：普通株式                   | 500,000株 |
| ③ 発行価格         | ：1株につき                  | 4,330円   |

一般募集はこの価格にて行いました。

- |        |        |          |
|--------|--------|----------|
| ④ 引受価額 | ：1株につき | 3,983.6円 |
|--------|--------|----------|

この価額は当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受け取った金額であります。

なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

- |            |        |             |
|------------|--------|-------------|
| ⑤ 資本組入額    | ：1株につき | 1,991.80円   |
| ⑥ 発行価格の総額  | ：      | 2,165,000千円 |
| ⑦ 払込金額の総額  | ：      | 1,991,800千円 |
| ⑧ 資本組入額の総額 | ：      | 995,900千円   |

- |        |   |            |
|--------|---|------------|
| ⑨ 払込期日 | ： | 2025年6月27日 |
|--------|---|------------|

- |         |   |                              |
|---------|---|------------------------------|
| ⑩ 資金の使途 | ： | 営業所の新規開設及びレンタル資産の増強に係る設備投資資金 |
|---------|---|------------------------------|

(第三者割当による新株式の発行)

2025年5月27日及び2025年6月10日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる売出しに関連して、同社を割当先とする第三者割当増資による新株式の発行を次のとおり決議しております。

- |                |                                    |           |
|----------------|------------------------------------|-----------|
| ① 募集方法         | ： 第三者割当（オーバーアロットメントによる売出し）         |           |
| ② 発行する株式の種類及び数 | ： 普通株式                             | 126,600株  |
| ③ 割当価格         | ： 1株につき                            | 3,983.60円 |
| ④ 払込金額         | ： 1株につき                            | 3,629.50円 |
| ⑤ 資本組入額        | ： 1株につき                            | 1,991.80円 |
| ⑥ 割当価格の総額      | ：                                  | 504,323千円 |
| ⑦ 資本組入額の総額     | ：                                  | 252,161千円 |
| ⑧ 払込期日         | ： 2025年7月30日                       |           |
| ⑨ 割当先          | ： みずほ証券株式会社                        |           |
| ⑩ 資金の使途        | ： 「一般募集による新株式の発行 ⑩ 資金の使途」と同一であります。 |           |

(注) オーバーアロットメントによる売出しは、上記の一般募集による新株式の発行に伴い、その需要状況を勘案し、みずほ証券株式会社が行う売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を記載したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

(その他の注記)

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2025年7月15日

株式会社レント

取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

#### 静岡事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 関 口 俊 克

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 松 浦 俊 行

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社レントの2024年6月1日から2025年5月31日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査等委員会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年6月1日から2025年5月31日までの第41期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門及び内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年 7 月 15 日

#### 株式会社レント 監 査 等 委 員 会

|           |   |   |   |   |   |
|-----------|---|---|---|---|---|
| 常勤監査等委員   | 坪 | 井 | 孝 | 男 | ㊞ |
| 監 査 等 委 員 | 杉 | 原 | 賢 | 一 | ㊞ |
| 監 査 等 委 員 | 木 | 村 | 絵 | 美 | ㊞ |

(注) 常勤監査等委員坪井孝男、監査等委員杉原賢一、監査等委員木村絵美の3名は、いずれも会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

以 上

[illegible]

## This image shows a full page of white paper with horizontal dashed lines, typical of primary-ruled notebook paper. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

[illegible]

## 株主総会会場のご案内

日 時：2025年8月28日（木曜日）午前10時

会 場：静岡県静岡市駿河区国吉田一丁目6番10号

株式会社レント本社内 3階会議室

T E L 054-265-2201（代）

交 通：静岡鉄道静岡清水線 県総合運動場駅から徒歩15分

J R 東静岡駅北口から車で10分

J R 草薙駅北口から車で10分

東名高速道路 静岡インターから車で25分

新東名高速道路 新静岡インターから車で15分

